１年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

　事業主　　　　　　　　と労働者代表　　　　　　　　は、１年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

第１条　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの１年間の所定労働時間は、就業規則第　　条の規定に基づき、本協定で定める１年単位の変形労働時間制によるものとし、１年間を平均し、１週４０時間以内とする。

　　　　②　対象期間には、１ヶ月ごとの区分期間を設ける。区分期間は、起算日から１ヶ月（暦月）ごとの期間とする。

第２条　　　１日に労働時間は　　時間とし、始・終業時刻、休憩時間は次のとおりとする。

　　　　　始業時刻　　　　時　　分　　～　　　　時　　分

　　　　　終業時刻　　　　時　　分　　～　　　　時　　分

　　　　　休憩時間　　　　時　　分　　～　　　　時　　分

第３条　　　休日は年間　　　日とする。

　　　　②　　　月の休日は別添カレンダーのとおりとし、　　月以降の各月については、労働者代表の同意を得て、各月の初日の３０日前に勤務割表を作成して特定する。勤務割表は作成し次第、従業員に配布する。

第４条　　　　　月以降の各月の所定労働日数と所定労働時間数は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　月 | 所定労働日数 | 所定労働時間数 | 　月 | 所定労働日数 | 所定労働時間数 |
| 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 | 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 |
| 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 | 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 |
| 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 | 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 |
| 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 | 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 |
| 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 | 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 |
| 　　月 | 　　　　　日 | 　　　　　時間 |  |  |  |

第５条　　　特定期間は定めないものとする。

第６条　　　会社は、業務の都合上やむを得ない事情がある場合には、所定労働時間を超え、または所定休日に労働を命ずることがある。

　　　　②　前項による労働については、就業規則（賃金規定）第　　条に基づき時間外割増賃金を支払う。

第７条　　　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

　　　　　ア　１８歳未満の年少者

　　　　　イ　妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

　　　　　ウ　育児や介護を行なう従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用除外を申し出た者

第８条　　　変形期間の途中で採用された者、出向等で転入した者、退職する者等については、その者の実際に労働した期間を平均して１週あたり４０時間を超えた労働時間分について、労働基準法第３２条の４の２の規定に基づく割増賃金を支払う。

第９条　　　本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日までとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業主職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働者代表　　　　　　　　　　　　印